

返戻(保留)一覧表に係るエラー対応一覧(保存版)

返戻(保留)一覧表が送付された際は、こちらのエラー対応一覧を参考にご対応ください。

エラーコード	エラー内容	状態	エラーに対する対応方法
ADD0	無効もしくは事業所基本台帳に未登録	返戻	給付管理票又は請求明細書に記載された事業所情報(事業所番号等)が台帳に登録されていない場合、このエラーとなります。事業所番号、指定基準等サービス区分、サービス種類を確認して再請求してください。サービス事業所が新しい事業所番号を取得されている場合もありますのでご注意ください。不明な場合、連合会へ連絡いただくか、直接山梨県健康長寿推進課へご連絡ください。
ADD1	無効もしくはサービス台帳に未登録		
ADD3	指定・基準該当サービス区分コードの誤り		
ANN0	同月に同じ給付管理票(新規)を提出済	返戻	同月に同じ請求が2件提出されている場合、このエラーとなります。 この場合、1件は決定しますので、まったく同じ請求を2件提出してしまった場合、再請求は不要です。
ANN2	同月に同じ請求明細書を提出済		
ANN4	過去に同じ請求明細書を提出済	返戻	既に決定済の請求明細書が請求された場合、このエラーとなります。過去の請求と同じ内容であれば再請求は不要です。 ※既に決定済の請求明細書を修正する場合は、国保連合会へ「過誤申立書」を提出し、過誤決定月(過誤決定通知書が通知された月)の翌月以降に再請求してください。
ANN7	同月に市町村等による過誤調整を実施済	返戻	同月に過誤処理(請求の取下げ)が行われている場合、このエラーとなり、給付管理の修正は行えません。 返戻となっておりますので、過誤決定後(事業所に過誤決定通知書が通知された後)の翌月以降に再請求してください。
ANN9	給付管理票の作成区分新規での提出が必要	返戻	過去に給付管理票が提出されていない場合、このエラーとなります。作成区分を「修正」ではなく「新規」で再請求してください。
ANNJ	過去に同じ給付管理票(新規)を提出済	返戻	過去に同じ給付管理票(新規)が提出されている場合、このエラーとなります。過去の請求と同じ内容であれば再請求は不要です。 ※既に提出されている給付管理票の内容を変更する場合は、作成区分を「新規」ではなく「修正」として再請求してください。
12P0	市町村の認定情報が未登録(受給者情報)	返戻	保険者番号・被保険者番号等の情報が台帳にない場合、このエラーとなります。保険者番号・被保険者番号等の誤りがないか確認いただき、再請求してください。不明な場合、市町村へ確認してください。 事務処理上、連合会への台帳の登録が遅れている場合もございますのでご了承ください。
12PA	市町村の認定変更が未決定	返戻	被保険者が区分変更申請中の場合、このエラーとなります。要介護度の認定が決定してから再請求してください。 なお、認定結果は被保険者の市町村へ確認してください。

返戻(保留)一覧表に係るエラー対応一覧(保存版)

返戻(保留)一覧表が送付された際は、こちらのエラー対応一覧を参考にご対応ください。

エラーコード	エラー内容	状態	エラーに対する対応方法
12P4	市町村認定情報と不一致(支援事業所)	返戻	居宅介護支援事業所番号が台帳に未登録もしくは登録に誤りがある場合、不一致としてこのエラーとなります。市町村へ確認していただき、再請求してください。
12P5	市町村認定情報と不一致(作成区分)		
12QT	受給者台帳記載項目不一致	返戻	性別または生年月日が台帳と異なる場合、このエラーとなります。請求内容を確認し、再請求してください。不明な場合、市町村へ確認してください。
12SA	市町村認定の給付率と相違	返戻	自己負担割合が台帳と異なる場合、このエラーとなります。負担額割合証を確認の上、正しい割合で再請求してください。不明な場合、市町村へ確認してください。
保留	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留	居宅介護支援事業所もしくは地域包括支援センターにおいて、給付管理票が未提出または返戻の場合、このエラーとなります。この場合、サービス事業所からの再請求は不要です。 ※なお、保留期間は6ヶ月となっております。期間を過ぎると返戻となりますので、再請求が必要です。
			保留となっている請求明細書を取り下げる場合、「保留解除申請書」を連合会へ提出してください。
返戻	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	返戻	県外の被保険者は保留期間がなく、全て返戻となります。居宅介護支援事業所へ提出状況を確認して再請求してください。
		返戻	保留解除申請書を提出された場合、この内容で返戻となります。場合によっては、希望返戻と同様のエラーとして返戻されることもあります。
	査定でエラーのあるもの	返戻	請求明細書と給付管理票の内容(計画単位数)が不一致の場合、このエラーで返戻となります。居宅介護支援事業所に給付管理票の単位数を確認して、再請求してください。単位数が同じだった場合、連合会に提出されている給付管理票の単位数を確認する必要がありますので、連合会まで連絡ください。 主な原因は次の①～③の通りです。 ①給付管理票の計画単位数より請求明細書の単位数が多い場合 ②給付管理票にサービス事業所の番号が記載されていない場合 ③給付管理票に記載されている事業所番号が異なる場合 なお、限度額管理対象外サービス(処遇改善加算等)を算定されている場合、減点ではなく返戻となりますのでご注意ください。
その他	審査委員会の判定により却下	返戻	希望返戻申請書を提出された場合、この内容で返戻されます。申請書を提出された場合でも、当月審査の際に別の内容(エラー)で返戻となる場合もございます。別の内容の場合、内容確認後、再請求してください。